

労働基準法労務管理講座

～事案ごと対応方法を解説します～

主催（一社）三田労働基準協会 （一社）品川労働基準協会 （一社）大田労働基準協会（幹事） 渋谷労働基準協会

労務管理をめぐる日常の諸問題は、人（従業員）を扱うものであるだけに、より公正・妥当な解決が求められますが、法令等に照らしてすっきり解決できない問題もあります。手際よく解決・処理していくところに実務担当者の役割がありますが、また悩みもあると思います。本講座は、そうした悩みに応えて、事案ごとに実務的にやさしく解説いたします。

ぜひご参加下さい。

1、日時 平成28年2月15日（月）13時30分～16時20分（受付13時より）

2、会場 大田区立消費者生活センター 2F 大集会室（裏面案内図参照）

3、講師 村木 宏吉 氏（労働衛生コンサルタント・元労働基準監督署長）

4、内容

採用

- ①採用内定取消しの法的な意味と会社の責任。
- ②採用時の労働条件の明示方法はどのように行うべきか。
- ③労働条件が求人票の内容と異なると抗議された場合の取扱い。

賃金

- ①残業時間の支給対象となる時間は、業務終了までか、退社までか。
- ②命令の範囲を超える時間外労働に対して割増賃金を支払う必要あるか。
- ③業務不振による賃金引き下げは可能か。

労働時間

- ①自己申告の残業・昼休みの電話当番・営業マン等の労働時間の考え方。
- ②業績不振により正社員を労働時間の少ないパートに変えられるか。
- ③残業をさせる場合に36協定を締結する場合の留意事項。

有給休暇

- ①退職前に消化できない年次有給休暇を買い取りした場合の賃金は。
- ②定年後再雇用された者の年次有給休暇の取扱い。
- ③当日の始業前に年次有給休暇を請求する社員に対し拒否できるか。

退職解雇

- ①再三に亘り無断欠勤した社員は予告なしに解雇できるか。
- ②解雇予告期間中に業務災害に遭った場合の解雇予告の効力は。
- ③営業所閉鎖に伴う解雇は有効か。

その他

- ①個別紛争事案に係る監督署からの呼び出しにどう対応するか。

5、定員 80名（先着順）

6、受講料（資料代・消費税込） 会員2,000円 会員以外の方 3,000円

7、申込方法

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あてFax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFax返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内（到着から2月8日まで2週間ない場合は2月8日（月）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名 三菱東京UFJ銀行田町支店 ・口座番号 普通預金 0397963

・口座名義 一般社団法人 三田労働基準協会 ・名義人住所 東京都港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください（例 0215 〇〇カイヤ等）

③受講の取消：2月8日（月）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出ください。

8、問合先（一社）三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田,品川,大田,渋谷労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は大田労働基準協会です。